

## 「君は自分の国を作れるか 憲法前文試案」要旨

小学館文庫 2001年6月1日発行

### 第1章 日本国憲法の無国籍性を問う

1. 日本国憲法の前文は、主権在民、国際平和、普遍的な政治道徳などの一般的な理念に満ちているが、見方を変えればどこの国の憲法の前文としても通用する。日本の歴史、文化、伝統については全く無関心で、無国籍の政治的な蒸留水のようなものである。

2. 世界の多くの国の憲法はその前文で、その国が誇りとする歴史や文化を個性的に説明している。

3. 日本国憲法は、敗戦後の占領下に占領軍によって実質的に起草されたもので、世界の主要民主主義国家の憲法としては、国民自身が制定していないという点で、極めて特異である。

4. 明治憲法も現行憲法もいずれも国民に上から与えられたもので、しかも一度も改正されていない。時が移り、社会が変化するに応じて、憲法も時代の要請に合致するように変えられるべきである。

5. 憲法は国民が作るべきものであるが、同時に憲法は一度作られれば、その規定が国民を作るという相互作用もある。日本国憲法は日本に国民主権の思想を定着させたという功績があるが、さりとして一つの世代の考えが、長きにわたりその後の世代を拘束するのはむしろ非民主的であると云わざるを得ない。

6. 日本人は高い知識水準から平衡感覚に優れているが、その過半が今や現行憲法にはさまざまな問題があると考えようになっている。憲法改正の機会に、日本の文化、伝統、慣習の中から、何を将来に向けて残すべきかを真剣に考えたい。

### 第2章 現行憲法の誕生とその功罪

1. 第二次大戦の戦勝国米国の対日政策は日本が再び米国の軍事的脅威とならないことを確実にすることであった。そのために米国は日本の軍事的な武装解除をするだけでなく、精神的な武装解除を目指した。

2. 1936年のフォーチュン誌の日本特集号は、米国における対日イメージが、物珍しい異国への保護者的な興味から、次第に日本に対する警戒と反発に変わって行ったことを示している。日本異質論の原形がすでにそこに明確に現れている。

3. 日本の歴史の中で、1920年以降の日本は、極めて異常な時期であったが、この

時期の日本の誤った対外軍事膨張政策は、30年代後半以降、米国において日本に対する激しい敵意を生み出した。この敵意の結果、日本のすべてが否定されることとなった。敗戦後の日本で、マッカーサー連合軍最高司令官がしたことを、この文脈で見ることが重要である。

4. 戦前の米国の対日認識は不十分であったが、日米戦争が始まってから米国は総力を上げて日本研究を行った。特に文化人類学者ベネディクトが行った日本分析は、鋭く日本人の行動様式を分析していて、マッカーサーの日本占領と統治の手法に、この研究結果が直接ないし間接に反映していると考えられる。

5. 新憲法の制定を始めとしてマッカーサーが敗戦後の日本に革命的な変革を押し付けることが出来たのは、日本人の心理状況を的確に把握し、日本人も歓迎する方向性を持つ改革を進めたことによると思われる。米国の日本統治は米国の意図が完全に実現したという点でも、日本人も受け入れた好ましい変化を生み出したという点でも、見事なものであった。成功の秘密は目的意識を持って日本の問題点を洗い出し、戦略的な目標を設定して事に臨んだからと考えられる。

6. 日本には時代に合わせた憲法改正の経験がなく、大きな変革を嫌う保守的な国民性もあり、最近に至るまで、健全な憲法改正論議が行われなかった。冷戦下では憲法改正は憲法第9条の改正と同義語になってしまった。そのため平和志向が定着した日本では憲法改正を論じることはその後も長きにわたり一種のタブーとなった。

7. 少数派の改憲論者と少数派の護憲論者の間で、国民一般は憲法改正に余計なエネルギーを使うのは愚であるという現実主義の立場をとった。

8. 現行憲法は天皇制を温存したことを除けば、一般的、普遍的な理念と制度を日本に植え付けるもので、そのために国家意識や日本の伝統的な価値観が希薄となった。その最大の弊害は日本のアイデンティティーの喪失をもたらしたことである。

9. 失われた90年代の日本の挫折は、日本人に戦後の諸政策、諸制度の見直しを迫り、結果的に日本はマッカーサーの呪縛から解放された。これは現行憲法が遂にその歴史的な使命を終えたことを意味している。

10. グローバリゼーションの進行する世界において、日本人が模索すべきアイデンティティーは、日本的な独自性と普遍性とを合せ持たなければならない。憲法の基礎をなす理念として、世界にも未来にも通用する立派な日本のアイデンティティーを新しい憲法前文に謳うことが望ましい。

### 第3章 なぜ憲法前文を書き直すのか

1. 憲法改正の必要についてのコンセンサスは徐々にできてきているが、改正の道筋についてのコンセンサスはできていない。
2. 憲法は机上の法律ではなく、国民生活に根本的な影響を及ぼすものである。しかし憲法が持ち出されるのは、憲法違反として何か問題にされるときが多いために、一般国民は、憲法は私たちを守るためにあると考えがちである。だから憲法改正は何か良いものが奪われるのではないかと、私たちを本能的に身構えさせる。
3. 一つの具体例として、今の参議院が、当初意図されよう政治の安定をもたらす機能を果たすよりは、変化に関して極めて現状維持的に働くために、日本の政治を身動きのできない不安定なものにしているのを見れば、憲法は変革を妨げる拘束服になってしまうこともありうる。
4. 憲法改正は、日本のアイデンティティーを明確化し、違憲状態を解釈で切り抜けることから生じる倫理の退廃を解消し、時代の変化に応じた変革を可能にし、史上初めて国民の総意による祝福された憲法を作るために、必要である。
5. 日本人は律義で、完璧主義と整合性を重んじる国民性を持っているので、全面的な憲法改正を目指す、「全てかゼロか」の選択に陥り、結局何も変わらないことになる危険がある。
6. 何よりも「不磨性」の強いこれまでの日本の憲法の伝統を破り、憲法改正を自然のことと受け止める意識を育てることが大事である。肩の力を抜いて取り組み、まず一度憲法改正の経験を持つことが賢明である。
7. 他国の例を見れば、必要に応じて憲法をしばしば改めるのが、世界の常識でもある。
8. 優先順位を付して、優先度が高く、かつ実現可能性の高いところから、段階的な憲法改正をはかる、段階的な憲法改正戦略を立てる必要がある。
9. 重要であり、かつすでに国民の間に大きな意見の不一致がない問題から始めることが適当である。自分が希望することが実現しないなら、憲法改正に賛成しないとか、自分が反対のことが起こりそうだから憲法改正に反対するという態度をとって、改正作業全体の流れを押し止めるのは、いずれも排さねばならない。
10. 憲法前文こそまず改正の対象として議論するに値する優先分野である。憲法の前文に明確な日本のアイデンティティーを盛り込むことにより、日本人は現在のアイデンティティーの危機を乗り越えることができよう。

1 1. 日本のアイデンティティであるから、日本の独自性がそこに語られなければならないが、世界の中の日本を考えるならば、同時に普遍性も持たせなければならない。国民的な規模で、憲法前文を論じることにより、私たちは『独自性と普遍性を併せ有する日本のアイデンティティ』についての共通意識を育てることができよう。

1 2. 最初の憲法改正においては、憲法前文を書替えるだけでも大きな意義がある。

#### 第4章 新しい憲法前文が果たす五つの役割

1. 憲法の顔ともいえるその前文が、日本の歴史、伝統、文化に彩られていなければ、国民はその憲法に誇りや愛着を持ちえない。

2. 日本のかたちや心を過去に書かれたものの中に求めるのは間違いである。時代背景も政治原理も異なる過去の社会に相当であった思想や考え方はそのままの形で現代に当てはまらない。歴史や歴史的事実についても、それを論じる時点での価値観によって解釈され、潤色されることは避けられない。

3. 現在には過去が投影されているのであるから、現在の日本人の多くが公然とまたは暗黙に受け入れている価値観をよく見つめれば、日本のかたちも心も浮かび上がってくる。

4. 21世紀には日本は一層規模の大きい、急速なグローバル化の流れにさらされるであろう。変わらなければ日本は取り残され、衰退してゆく運命を辿らざるを得ない。憲法の前文には日本がグローバル化をいかに受け止めるべきかの指針を示すという役割を担わさせるべきである。

5. 武力行使の制限、人権の尊重、経済的な相互依存関係の進展、情報技術の発展、地球規模の環境問題などに関連して、国家主権が支配する領域は次第に縮小してきている。このことをどう考えるべきかについての指針を果たす役割を果たさせるために、日本よりも上位の存在である地球社会との関係についての長期的な視点を、憲法前文に盛り込むことが望ましい。

6. 経済が成熟し、人口が頭打ちになるこれからの日本にとっては、発展自体を目標にすることでは社会の活力を維持できない。現在の閉塞感を打ち破り、未来への明るい展望を与える役割も憲法の全文に期待したい。

7. 日本人は国際化という言葉を好む割には、その意識は依然として閉鎖的である。他文化への揺れ動く気持ちが、日本人をさまざまなコンプレックスを生み出してきた。人種的な偏見を少なくし、諸文化はいずれも同列の価値を持つことを認める役割を果たさせるために、文化多元主義の立場を全文に盛り込むことが適当と考える。

8. 新しい憲法前文で文化多元主義を確認することは、日本人に日本文化への誇りを取り戻すことだけでなく、他民族支配の過去を克服することをも可能にするであろう。

9. 基督教がローマの迫害に耐え、やがて世界に広く愛と福音を伝播させたように、私たちが日本が憲法の前文にこれから掲げる独自性と普遍性を合せ持つ日本の理念が、歴史の中で世界に広く認知されることを夢見ようではないか。

## 第5章 憲法前文に示すこの国のかたちと理想

1. 風土が日本人の性格形成に大きな影響を与えたのは明らかである。日本人の花鳥風月を愛でる心や無常感などは優れて個性的なものである。四季の感覚と自然との親しみは、日本人の日常生活や文化生活に深く根を下ろしている。

2. 日本の伝統文化は日本人の生活と密着していることに特色がある。日本人が親しんでいる文化は、美術館やコンサート・ホールといった特殊な場で見聞するものではなく、個々の家の中や親しい仲間との寛ぎの中で息づいているものである。

3. 日本人が味わってきた空間や資源の有限性の経験に立脚した伝統的な価値観の中には普遍性を持つものがある。省資源、自然との共生、他文明への寛容さ、和の尊重、教育重視という日本的な価値観は、いずれも空間と資源の有限性から派生した生活の知恵で、地球の過密化とともに意味を持ってくるであろう。

4. 日本人は自助の精神を重んじ、人的資源の開発のため教育重視の長い歴史を持つ。

5. 日本人は歴史的に限られた資源の循環的な利用を重視し、自然を保全し、自然と共生することの大切さを理解していた。日本では、自然は征服し、改造する対象というよりも、恵み深いものであり、愛すべきものであった。

6. 天皇の地位については現行憲法の下で、その地位が確立したと思われる。

7. 日本の伝統の中で「和」の尊重は、将来に亘っても、日本人にとり重要なものである。和と民主主義は日本を走らす車の両輪であり、それを支えるのは情報の共有と開かれた言論である。

8. 日本的な民主主義の本質は、単純多数決を嫌い、より大きな規模の合意（コンセンサス）をはかることを重視するところにある。

9. 英国や米国では、選挙とは指導者を選ぶもので、過半数を取った指導者による政治を受け入れる政治風土がある。これに対し日本では、おそらく90%以上の国民が「まあそんなところだろう」と思う政治を行わないと、和を欠くとして退けられる。

10. 日本における理想的な政治制度は、広範な国民の利益をできる限り満たす二つの国民政党ないし政党グループが、必要に応じ政権交代を実現することを可能にするものでなければならない。

11. 長期的に見ると、世界各国は相互依存の関係にあることを受け入れるべきである。相互依存が深まれば軍事的にも経済的にも、各国は一方的な措置はとれなくなる。

12. 地域的な平和と繁栄を確保するためには、日本は漸進的、部分的に地域的な統合を模索すべきであろう。そのためには国民の意志によって、国家主権を制限することも受け入れなければならない。

13. 21世紀に文明が相争う危険性は完全には排除されない。多くの文明を吸収した歴史を持つ日本人は、地球文明の中における諸文化の相対性を最もはっきりと認識している国民である。文明が相争うことの無益さを世界に訴えてゆくことこそ、日本に課せられた歴史的な使命であろう。

14. 自国の優れた文化遺産を保存し、後世に伝えることに止まらず、日本人は世界の優れた文化遺産の保存にも積極的に貢献すべきである。

15. 日本の再軍備を防止するため現行憲法の第9条が必要であった戦後の国際情勢と、世界の平和の維持のために日本の軍事的貢献が求められる今日の国際情勢が本質的に異なる。

16. 憲法前文に平和の至高なことを謳うべきであるが、同時に世界の平和の維持のために日本も相応の貢献を果たすべきであることも書かなければ、均衡を失ってしまう。

## 第6章 前文は国民自ら起草しよう

1. 明治以降今日に至るまでの日本の歴史は波乱に富むものであったが、今や日本社会は相当に安定した基盤を持つようになっている。今の日本は良い国である。

2. 世界の一員としての日本の国際場裏における主張と行動の軌跡を見れば、大きな流れとしては諸民族の、進歩を求めて前に進む歩みを勇気づけてきたと言えるであろう。日本は諸民族の政治的な平等、経済的な平等の実現に貢献しており、今後は文化的な平等の達成を国の理想とすべきである。

3. 新たな追いつく目標を定めるのは愚かである。今の日本に欠けているのはモノではなく、夢と希望である。人と同じように国家も希望を失ったときに衰退する。人も国家も社会や世界に役立っていると自覚できるときに、生き甲斐を感じるのである。

4. 日本人にとって、賢く歴史から学び、未来を見据えたこの国のかたちを議論することが必要である。このような議論の過程から、将来の座標軸となる理想が生まれる。日本のアイデンティティを示す憲法の新しい全文を持つてはいないか。

5. そのような憲法前文は公民教育にとり貴重な教材となるものである。

6. 広く国民の参画を求めて、憲法前文を作り上げるべきである。日本の歴史において初めて日本人は自らの手で、自分たちの国の在り方を確認するのである。そうすれば今の混迷から抜け出る活力が生まれてくるであろう。

(以上)